

## はじめよう！簡単・便利な「ダイレクト納付」

源泉所得税を毎月納付している方、手続きが煩わしく感じたことはありませんか。そんな方に「ダイレクト納付」。金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付できますので、大変便利です。

詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

◆問い合わせ先 仙台北税務署 ☎222-8121

## 村税等は便利で確実な口座振替をご利用ください！！

村では、村税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・住宅使用料等の納付に口座振替をお勧めしています。

指定の口座から自動的に納期内に引き落としされるので、納め忘れが少なく、役場や金融機関などの窓口を訪れる手間や待たされる時間を減らすことができ、便利な納付方法ですので、まだ利用されていない方は、ぜひご利用ください。

ご希望の方は税務課又は村指定金融機関等にある「口座振替依頼書」に必要事項の記入と、金融機関に届出している通帳印を押して、振替を希望する村指定金融機関等の窓口へ申し込みください。申し込みのあった翌月以降の法定納期分から口座振替（3月20日までに口座振替申請すると新年度の4月末納期分から振替）となります。

村指定金融機関等は、新みやぎ農業協同組合、七十七銀行、仙台銀行、古川信用組合、ゆうちょ銀行です。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

## 納税貯蓄組合への加入について

納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法に基づいて、村税等を計画的、かつ確実に納付するため、各地区の個人の方々によって任意に設立された組合で、村税の確保にご協力をいただいています。組合への加入を希望される方は、希望する組合の組合長へ申し出ください。

また、新たな組合を設立する場合には、条件等があり届けが必要ですので、事前に税務課まで問い合わせください。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

## 婚活アイリンクパーティー参加者募集

黒川地区後継者対策推進協議会主催による婚活アイリンクパーティーを開催します。

◆日時 2月9日（日）午後4時～8時

◆会場 仙台ロイヤルパークホテル

◆内容 事前セミナー・パーティー

◆会費 3,000円（男女とも）

◆対象 独身男女各20名

（定員を超えた場合は抽選）

男性25～45歳（富谷市・黒川郡在住者）

女性20～40歳（県内在住者）

◆申込期限 1月20日（月）

※詳しくは、村ホームページをご覧ください。

◆申込先

黒川地区後継者対策推進協議会

（大郷町まちづくり政策課内）

☎359-5537

（開庁日午前8時30分～午後5時15分）



## 大衡村ゆるキャラデザイン大募集！

村制施行130周年を迎え、第六次大衡村総合計画が令和2年度からスタートすることに合わせ、大衡村の観光マスコットのデザインを募集します。

大衡村をイメージした世代を問わず誰もが親しみがもて、明るく愛されるユニークなものや、大衡村の素晴らしさを幅広くPRできるデザインをお待ちしております。採用されたゆるキャラは着ぐるみやグッズなどになり、様々な場面で活躍します。あなたの考えたゆるキャラで、村を盛り上げましょう！

詳しくは村ホームページをご覧ください。

◆応募期間 2月28日（金）

◆応募資格 どなたでも可能です。  
（村内外、プロアマも問いません。）

◆問い合わせ先

産業振興課 ☎341-8514

## 仙台北税務署からのお知らせ

◆問い合わせ先 仙台北税務署 ☎222-8121

スマホ（読取機能付）でマイナンバーカードを読み取るか、税務署で発行を受けた「ID」と「パスワード」を使えば、いつでもどこでもスマホやタブレット端末からe-Tax（電子申告）を利用いただけます。大変混み合う申告書作成会場に出向く必要がなく、確定申告書を税務署に郵送等で提出する手間を省くことができると、多くのメリットがあります。

また、令和元年分確定申告では、操作しやすい「スマホ専用画面」の利用可能な範囲が大幅に拡大し、例えば、2か所以上の給与所得、公的年金等、その他雑所得及び一時所得のある方に対応できるようになったほか、全ての所得控除に対応しているため大変便利です。

スマホ等からe-Taxのご利用方法は、次の2つです。

①マイナンバーカード方式	「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード読取機能付スマートフォン(スマホ)」をお持ちの方
②ID・パスワード方式	「マイナンバーカード」をお持ちでない方

※マイナンバーカード読取機能付スマホの機種については、国税庁ホームページでご確認ください。

※「ID・パスワード」が必要な方に対しては、各税務署においてご本人確認を行った上で発行することができます。

※平成30年1月以降、申告書作成会場等に来場された方は「ID・パスワード方式の完了通知」を既に受け取られている場合がありますので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。

○申告書作成会場について

申告書作成会場の開設期間は、2月17日（月）から3月16日（月）までです（土・日曜日、休日等を除く。ただし、2月24日（月）と3月1日（日）は開設します）。

なお、2月16日（日）以前は、税務署内に令和元年分確定申告書を作成するための会場は設置しませんので、申告書作成会場の開設期間に来場いただきますようお願いいたします。

申告書作成会場	受付時間	開設時間
仙台北税務署 (青葉区上杉1-1-1)	午前9時～午後4時 (申告書の窓口提出は午後5時まで)	午前9時～午後5時
アズテックミュージアム (太白区中田町杉ノ下18)		午前9時～午後4時

○災害を受けた場合の税務手続等について

災害により被害を受けた場合には、次のような申告・納税等に係る手続等がありますので、状況が落ち着きましたら税務署へご予約の上ご相談ください。

なお、詳細については国税庁ホームページの「災害関連情報」にも掲載しております。

申告・納税等に係る手続	内容
○申告などの期限の延長	申告・納税等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲内でその期限が延長されます。
○納税の猶予	財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。
○所得税の全部又は一部の軽減	住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で以下の①又は②のどちらか有利な方法を選び所得税の全部又は一部を軽減することができる場合があります。 ①所得税法に定める雑損控除 ②災害減免法に定める税金の軽減免除
○消費税簡易課税制度の適用(不適用)に関する特例	災害により被害を受けた事業者が、簡易課税制度の適用を受ける（又は適用を受ける必要がなくなった）場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の課税期間から簡易課税制度の適用を受けること（又は適用をやめること）ができます。

○マイナンバーの記載等について

確定申告書を提出する際には、①マイナンバーの記載、②本人確認書類の提示又は写しの添付が毎回必要となりますので、お忘れなくご準備ください。

〈本人確認書類〉 例1：マイナンバーカード

例2：通知カードと運転免許証（又は公的医療保険の被保険者証など）

○医療費控除を受けられる方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は、領収書の提出（提示）が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」を作成して提出することになりました。なお、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

○問い合わせ先 仙台北税務署 ☎222-8121

※所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関する一般的なご相談やご質問は、電話音声案内の「0」番（電話相談センター）でお受けしております。